

自転車指導啓発重点路線（川西警察署）

令和7年3月



① 国道176号
JR川西池田駅前交差点
～ 呉服橋西詰交差点

👉 **選定理由**
JR川西池田駅を中心に、大阪府池田市方面への通勤自転車が集中しているため。

② 県道12号(通称：川西篠山線)
小花1丁目交差点
～ 萩原台東1丁目交差点

👉 **選定理由**
阪急・能勢電鉄川西能勢口駅を中心に、自転車通勤、通学者が集中しているため。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、**指導警告**を行うとともに悪質・危険な交通違反に対しては、**検挙措置**を講ずるなど、厳正に対処しています。



※ 自転車は車のなかま、覚えて守ろう交通ルール 【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 自転車のすべての利用者にヘルメットを着用！



道路交通法改正（令和6年11月1日）

- 1 自転車運転中の携帯電話使用等の禁止
- 2 自転車の酒気帯び運転禁止



○ 川西警察署管内(令和6年中)

人身事故の全件数 **582件**

その内、自転車関係事故 **173件(29.7%)**